

「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」の改正に関するご意見及び本市の考え方について

※「ご意見・ご提案等」の下線箇所につきましては、パブリックコメントでお示ししました条例素案骨子に対する具体的な修正案です。

① 条例全般について【29件】

ご意見・ご提案等	本市の考え方
<p>市民の積極的なまちづくりへの関与が必要であること、そのための機会創出を市がサポートすることを、もっとアピールした方がよいと感じた。</p> <p>人口減・高齢化などによる構造問題、社会課題の多様化・複雑化により、行政だけでは対応しきれなくなっていること、市民に期待される役割が大きくなっている現状を、悲観的に伝えるのではなく、市民にとってのチャンスと捉えられるよう、前向きな表現を駆使した方が、市民の主体性を引き出せると思う。</p>	<p>市民の積極的な関与の必要性や社会情勢に対する考え方などにつきましては、いただいたご意見を踏まえ、前文等で整理したいと考えます。</p>
<p>条例改正の背景として「現在の条例の前文に謳っている“二十一世紀の仙台の都市づくりは、市民と事業者と行政が適切な役割分担のもとでパートナーシップを構築し、市民の主体的な参画の下に、協働を基調として行わなければならない”との目標は発展途上の段階にある」とある。それを受けた新しい条例案は、“発展途上にある重点項目は仙台市に必要な協働である”ととらえているように読み取れる。</p> <p>しかし、もっとも発展途上にあるものは、協働の主体者である市民（公益に関心のある主体的で行動する市民）を育むことである。また現在多様な市民活動体が存在するが、社会資源として有益な一つのセクターに成長したかという点、これも発展途上にあるといえる。今後も多くの市民団体が生れ、活動に参画することで、市民力の向上と新しい公共が生まれ、その後協働する主体が生れる。引き続き、国や自治体等のバックアップが必要である。そこで新たな条例には、「市民の公益活動の推進」を今後も継続して取り組むという明記が欠かせないと思う。</p>	<p>すでに現行条例におきましても、協働を基調としたまちづくりを理念としており、改正骨子ではそのことをより明確にするために、条例の名称や目的において「協働によるまちづくり」を明記いたしました。</p> <p>ご指摘のように、協働によるまちづくりを進めるためには、協働のパートナーとなる市民活動団体の発展が前提となるところであり、改正骨子においてはそのことを内包しているものと考えております。</p> <p>そのため、「市民活動」を定義したり、基本的な施策に「市民活動の促進」等を掲げるなどとしておりますが、いただいたご意見を踏まえ、見直しを検討いたします。</p>
<p>政策のテーマが協働のまちづくりに転換したとしても、条例の前文や、関連する条文（市民の責務等）などの中で、議論の前提として、市民公益活動は、自治体との協働なしでも自律的に活動を展開できる主体であること、自治体と同じ目標と共有できる場合、適切な役割分担の下、協働によるまちづくりの担い手となることについての記述は必要かと思われる。</p>	<p>市民活動（団体）が自律的な活動主体であること、また、行政との役割分担などの考え方等につきまして、いただいたご意見を踏まえ、前文等で整理したいと考えます。</p>

<p>協働が求められる理由・背景等が理解できる内容がどこかに入ると良いと思う。そうした記述がないまま「市民・市（行政）の役割」を読むと行政が市民に協働を押し付けているように読める。協働の必要性がどこか（なるべく初めの方）に書かれていると押し付け感が弱まると思う。</p>	<p>協働の必要性や社会情勢に対する考え方などにつきましては、いただいたご意見を踏まえ、前文等で整理したいと考えます。</p>
<p>市が自身と市民との協働や、市民同士の協働を支援するときの考え方や施策等を定めるのは歓迎だが、素案骨子はやみくもに市民相互の協働を求めているように見える。その部分、窮屈な感じがし、あまり歓迎されないように思う。市民は「必要な」協働により積極的にまちづくりを進めるように努める、とするなど、協働に対する市民の裁量の余地を持たせた記述にすべきではないか。仙台市民の力量ならその程度の記述が適当と思われる。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、協働のパートナーである市民の主体性や自立性に配慮した内容としたいと考えます。</p>
<p>現行の条例・「市民公益活動の為の基本方針」・「市民公益活動促進プラン21」において、新たな条例で強化された“協働”について、その至る大枠のアクションプランが盛り込まれていると思う。今までの経過を総括した上で、時代と共に必要になった項目を追加していく方法も可能かと思う。</p>	<p>協働の推進に向けた具体的な取り組みにつきましては、基本的な施策に掲げたことを基礎としまして、協働実施方針において定めていくこととしております。この方針の策定の過程におきましては、これまでの経過を総括するとともに、市民の皆様のご意見を伺いながら、必要な事項を盛り込んでいきたいと考えます。</p>
<p>○現行条例についての施策の評価および評価結果の説明の必要性について</p> <p>仙台市では、1999年に仙台市市民公益活動の促進に関する条例を制定し、市民公益活動促進のための基本方針を定め、市民公益活動促進プラン21を策定し、市民公益活動の促進を図ってきた。</p> <p>今回の条例改正にあたって、「市民公益活動促進」から「協働のまちづくり」へ政策の視点を転換したのは、大きな意味のあることととらえることができる。ただこの転換にあたっては、現行条例に基づくこれまでの施策についての総合的な評価・検証をし、よかった点、悪かった点、時代にそぐわなくなった点、時代の変化にかかわらず必要とされる点等をそれぞれ明らかにした上で、「だから今回このような政策転換が必要」という説明が市民および議会に対して必要であると考ええる。そうした検証がない場合、これまでと同じ間違いを繰り返したり、それとは逆にうまくいっていたことを止めてしまうおそれがある。</p>	<p>現行条例の総合的な評価等につきましては、市民公益活動促進委員会での議論や、市民カフェにおける様々なご意見をいただく中でお示し、それを踏まえての改正素案骨子となっております。</p> <p>改正後の条例とこれに基づく施策や取り組みが、目的に沿った具体的な成果を生みだしていけるよう、いただいたご意見も踏まえて、協働実施方針等の策定を進めていきたいと考えます。</p>

<p>一般的なパブコメは、内容がほぼ確定し、意見・提案の反映の余地が限定的であるが、今回は骨子の段階でもパブコメを実施しており、多様な意見を受け止められる余地が多い。市民カフェなども含めたプロセスを高く評価している。条例原案ができた際にも、2回目のパブコメを実施し、より具体的な意見を取り入れて欲しい。また、その市民意見をふまえた、議会での審議を期待したい。</p>	<p>今回の市民意見募集（パブリック・コメント）を踏まえるとともに、引き続き、市民公益活動促進委員会での議論などを踏まえて、素案作成を進めていきたいと考えます。</p>
<p>既に積極的に活動している団体が、今回の改正で何を得られるのか。市民へのメリットが曖昧なままである</p>	<p>引き続き市民活動団体の力が発揮されるよう、協働実施方針等において具体的な取り組みを示していきたいと考えます。</p>
<p>○地域コミュニティの役割の重要性について 協働のまちづくりの推進においては、地域コミュニティに根ざした団体の役割が非常に大きいものになると考えられる。しかしながら、今回の条例改正においてはそうした視点が弱いと感じられる。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、協働実施方針等の策定において、配慮したいと考えます。</p>
<p>意見募集の資料にある「条例改正の背景」について、視点がズレているのではないか。改正の背景に人口減少社会を挙げているが、仙台は人口減少の影響が他自治体より小さいと思う。 具体的には、介護保険制度の改正―要支援者に対する行政とNPO、市民との協働づくりなどが必要であるが、そうした視点が反映されているように思えない。認識のずれがあるのではないか。</p>	<p>近年、本市の人口は増加傾向にありますが、これは震災後における他の被災地域からの流入等によるもので、一時的なものと考えております。 長期的には、少子高齢化が進展し人口減少社会に向い、他の要因とも重なって多種多様な問題が発生すると見込まれ、ご意見にある具体的な課題はその中の一部に含まれていると考えます。</p>
<p>運用規則をイメージしながら条例を作成されると「血の流れ」の良いものができると思う。</p>	<p>基本的な施策を具体化するため、市民の意見を反映した協働実施方針を定めていくこととしています。</p>
<p>仙台市協働を対象とした条例ではあるが、仙台市内のみではなく、他国・他県・他市との積極的な協働促進を、市(行政)にはサポートしていただきたいと感じている。 もし国・県単位で、協働に関する条例・取組み等があるならば、それらとの位置付け・関連性も示していただけると、より総合的な視点から条例の理解が深まると思う。</p>	<p>条例は、国・県との条例・取組み等との直接的な関連性はありませんが、条例の理解が深まり、様々な主体との協働によるまちづくりが促進されるよう取り組んでいきたいと考えます。</p>

<p>条例改正の背景について、意見募集の資料に「社会経済情勢の変化に伴い、地域課題が複雑化・多様化する中で、自発的な市民活動が地域の課題解決の受け皿となる例が多数見られるようになってきました。」とある。平成 11 年の頃と、いまとは何が大きく変わったのか。「超高齢化」「リーマンショック」「東日本大震災」「貧困問題」「無縁社会」などのことか。複雑化・多様化という言葉で簡単にまとめるのではなく、仙台市が改正しなくてはいけないと感じた具体的な根拠を示した方が良いと思う。改正する危機感が市民に伝わらない。今回の条例改正について、市は市民活動に対してあまり積極的ではなかったということか。このように条例に書かれていないと、市職員の協働に対して積極的に理解・認識しないのかと感じてしまう。そもそも、協働することが前提ではないのかと…。どちらかという、市民向けというよりは市職員向けの条例である。</p>	<p>条例改正の必要性につきましては、いただいたご意見を踏まえ、前文等で整理したいと考えます。</p>
<p>趣旨に賛同する。(2 件)</p>	<p>協働によるまちづくりを進めるために、さらなる取り組みに努めていきます。</p>
<p>基本理念がしっかりしているので、全体的な問題はない様に思う。やはり、自立、連携、創発という点が今回の条例改正の肝になるかと思う。</p>	
<p>多種多様な市民が生活する中で、単独では解決が困難な課題に対し、多様な主体がそれぞれの強みを活かし、連携することで、解決していく仙台市公益活動の推進に関する条例の改正に賛同する。</p>	
<p>「条例改正の背景」に関する文章は非常によく理解でき共感できた。また、市民の意見を取り入れようと市民カフェを開催するなど、市民協働推進課の意欲と努力に敬意を表したいと思う。他都市の条例を参考にしながら、仙台市の「市民力」を活かした特徴ある独自の条例となるように願っている。</p>	
<p>仙台市が「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」に基づき、市民活動団体などの担い手の育成・推進を図ってきたことにより、また「仙台市市民協働事業提案制度」を打ち出したことにより、私たち民間が地域や学校、行政と連携する土台を作ることができてきたと思う。今までの活動を各団体が単独ではなく、広域の連携を図り、27 年度から新たな「市民協働によるまちづくり」を進めていく上で必要な条例だと思う。</p>	
<p>早く条例を進めていただき、協働が実行力を持つことを期待している。</p>	

<p>市民一人ひとりが輝ける人生を歩むことの指針・手助けとなる条例になるよう期待する。また、私自身もまちづくりの担い手になれるよう努めていきたいと思う。</p>	<p>協働によるまちづくりを進めるために、さらなる取り組みに努めていきます。</p>
<p>こどもや高齢者にとっても住みやすい、人と人とのつながりのあるまちになるよう願っている。</p>	
<p>市民の方々に広く普及し、よりよい仙台市になることを期待している。</p>	
<p>この様な条例は不要だと思う。 全体的に、市民や市民団体がまち作りに協働すると言うことだが、言い換えれば「地方の行政に、国籍を問わない住民、通学通勤者、市民活動家を参加させる」という事を条例で決める。ということである。 我々は、税金を払って公務員、並びに地方議員を選出し、その専門職の人に大事な地方行政を委ねているのであって、注力すべきは、その公務員や議員の人選に対して有権者としてもっと責任を持つべく学ぶことではないかと考えるからである。 今、日本がとっている立憲主義、民主主義のあり方を根底から崩す革命的な条例だと危惧する。</p>	<p>地域が抱える課題が複雑・多様化し、行政だけでこれらに対応することが難しくなっている状況があること、また、より住み良いまちとするためには、様々な知恵や力を集めて臨むことが重要であることから、多様な主体との協働によるまちづくりを条例に定めて進めていきたいと考えているものです。</p>
<p>市政執行機関の長たる市長は、本条例改正素案が地方自治法その他の法令に抵触する部分がないかどうか慎重に再検討し、併せて選挙権を有する住民と最も身近な関係にある市議会側とよくよく協議をし、結果として少しでも法令と抵触する恐れがあると認められる場合には、本改正素案は即刻廃止すべきである。</p>	<p>諸法令に抵触しないよう進めてまいります。</p>
<p>どうしても外国人を本条例改正素案が求めるような諸活動に関与させたいと考えるなら、本条例とは別個に外国人を対象とした適正適法の条例を検討するべきである。</p>	<p>様々な主体の中には、外国籍の市民も含むものと考えます。</p>
<p>絶対反対 ・議会がないがしろにされる危険あり ・左翼運動家が仙台市民を名乗り活動する危険あり ・役人がこの条例によって増加するおそれあり 税金の無駄使いになる</p>	<p>ご指摘のようなことがないよう進めてまいります。</p>
<p>本条例の改正の趣旨は、事実上の「自治基本条例」の内容そのものといえ、憲法の趣旨（15条、92条）を逸脱するものであり、許されないと考える。</p>	<p>本条例の改正の趣旨は、多様な主体との協働によるまちづくりを推進するためであり、憲法に抵触しないよう進めてまいります。</p>

② 条例の目的【16件】

ご意見・ご提案等	本市の考え方
<p>新たな条例には、「市民の公益活動の推進」を今後も継続して取り組むという明記が欠かせず、現行の条例に協働を加えた条例を望む。その際、市民活動サポートセンターの設置のみを表記し運営項目等を別細則等に移してはどうか。</p>	<p>すでに現行条例におきましても、協働を基調としたまちづくりを理念としており、改正骨子ではそのことをより明確にするために、条例の名称や目的において「協働によるまちづくり」を明記いたしました。</p>
<p>市民活動団体は、地域の課題を抱える市民のために活動することが基本である。必ずしも行政との協働を前提として活動していない。</p> <p>今回、条例の目的に“協働によるまちづくりを推進する”ことに重点が置かれ、市民活動の促進が抜けている。豊かで活力ある地域社会を実現するには、市民協働も重要であるが、公平・平等の枠を越えた、市民活動ならではの活動がもたらす貢献も多数存在する。</p>	<p>ご指摘のように、協働によるまちづくりを進めるためには、協働のパートナーとなる市民活動団体の発展が前提となるところであり、改正骨子においてはそのことを内包しているものと考えております。</p> <p>そのため、「市民活動」を定義したり、基本的な施策に「市民活動の促進」を掲げるなどとしておりますが、いただいたご意見を踏まえ、見直しを検討いたします。</p> <p>なお、協働の推進拠点となる仙台市市民活動サポートセンターについても併せて定めていく必要があると考えます。</p>
<p>今回条例の名称・目的が市民公益活動（市民活動）の促進ではなくなったが、「協働」と言っても主たる想定は「市民協働」のことであるということを確認にすべきと考える。多様な主体の協働が必要なことに異論はないが、「市民」の定義の中に「多様な主体」が位置付けられている以上、条例趣旨を表す表現においては「市民」が前面に出る必要があるのではないかと。「団体や企業・大学との協働の一般ルール」を定めるような名称だが、内容は、③で定義される多様な主体を含む「市民」との協働についてのことと考えられる。（条例の名称・目的が原案通りになるのであれば、逆に企業・大学等との協働について、より詳細に書き込んでいく必要が出てきてしまうのではないだろうか。）</p>	<p>これからのまちづくりにおいては「市民と市との協働」も「市民同士の協働」もともに必要となってくると考えますので、様々な主体間での協働の可能性を想定しております。</p>
<p>市民との情報共有が前提となるのではないかと。それを目的に入れる必要があるのではないかと。</p>	<p>情報共有は、協働によるまちづくりにおける重要な手法の一つと考えます。特に市民と市との協働においては市政に関する情報共有（情報公開）が重要となりますので、基本的な施策において明記しております。</p>
<p>協働によるまちづくり以外は推進しないのか。そのように読める目的条項は、不備があるのではないかと。</p>	<p>この条例は、まちづくりにおいては、協働が基本的かつ主要な手段であるとの認識にたっており、目的を端的に示しております。</p>

<p>市民協働と協働を使い分ける理由は何か。 なぜことさら言葉を使い分けるのかが、よくわからない。使い分けることの意味合いを説明する必要があると思う。</p>	<p>この条例においては、「協働」は、市民と市、市民同士など多様な主体の間の関係を示すとともに、まちづくりに取り組むための基本となる理念を表します。 また、「市民協働」は、市民と市の中の協働のことを意味します。 条例や協働実施方針が活用される場面において、誤解や齟齬が生じないように、適切な解説等を加えることを検討したいと考えます。</p>
<p>条例の目的にある①協働によるまちづくりとは何か。②豊かで活力ある地域社会とはどんなイメージなのか。判然としない。</p>	<p>この条例が目指すまちとは、市民一人ひとりに居場所と出番があり、住み良さを実感することのできるまちです。</p>
<p>仙台市は今回の条例改正によって、何を変え、どのようにまちづくりをしていきたいのか。目的を明確にすべきである。</p>	<p>そのためには様々な困難や課題を克服する必要があり、それぞれの主体が持つ力を合わせ、相乗効果を高め、創意工夫を続けながらまちづくりに取り組むこと（協働によるまちづくり）が必要であると考えます。</p>
<p>「豊かで活力ある地域社会を実現」というのは、定義が曖昧な印象を持った。 仙台市の目指す「豊かさ」とは何なのか、「活力ある」とはどのような状態を指すのか、指針とはいえ、市民・市の目指す共通目的が曖昧では、協働は生まれにくいと感じた。 また、長期的な発展という視点から、「<u>持続可能</u>」というキーワードも、盛り込んだ方が良く感じた。</p>	<p>また、いただいたご意見（キーワード）について、条例の前文等への反映を検討いたします。</p>
<p>超高齢社会へ突入することを考えると、経済面からの活力ある地域というよりも、「<u>心豊かで活力ある地域社会</u>」というような表現であってほしいと考える。</p>	<p>いただいたご意見について、条例の前文等への反映を検討いたします。</p>
<p>現条例の総則の趣旨をしっかりと踏襲してほしい。また、目標とする地域像に「<u>持続可能</u>」や「<u>次世代に誇れる</u>」を加えてほしい。</p>	

<p>行政は制度をつくる専門家集団として、縦割りの既存の制度・事業に市民活動を合わせていくだけではなく、市民活動から始まる事業が公益をもたらすものと判断された場合に、制度設計の見直しという面で積極的に参画して促進すべきであると考えている。</p> <p>そのためには、市民公益活動を促進する立場で、かつ、縦割りの行政組織及び制度に横串を入れられるような総合調整権限をもった行政の専門家集団が必要と考える。</p> <p>おそらくこの役割は委員会組織では担うことはできないと思う。是非、市民協働推進課などの常設組織に担ってもらいたい。(委員会は審議機関であり、常設組織のバックアップがなければ推進はできないと考える。)</p> <p>※以下、参考となる取り組みとして町田市における「常設型」冒険遊び場(プレーパーク)の事例紹介(省略とさせていただきます)</p>	<p>いただいたご意見につきまして、今後の参考にいたします。</p>
<p>趣旨に賛同する。(2件)</p> <p>「多様な主体」云々とあるが、実際には左翼系のいわゆる「プロ市民」が、憲法の趣旨を潜脱して地方自治において自派の教条的価値観を広めるための便法として利用する事例が全国的にみられる。また、外国人による事実上の政治参加を容認するものであり、国民主権を保障する憲法の趣旨(15条1項)に反する。本条例改正案は、特定左傾団体ならびに特定外国人による政治利用の蓋然性が高いものであり、一般通常の市民の福祉を阻害しかねず、本条例改正案に反対である。</p>	<p>協働によるまちづくりを進めるために、さらなる取り組みに努めていきます。</p> <p>憲法に反することなく、公共の利益の増進に資する市民活動の促進と協働の推進を図ってまいります。</p>
<p>改正に絶対に反対である。</p> <p>市民活動のサポートを充実させるという目的から、「まちづくり」の推進に目的を移行させるという事は、明らかにその目的が「待ちの行政に市民団体を参加させる」という事にスライドというか、バージョンアップさせる為のものだと思わざるを得ない。</p> <p>これは、外国人を政治に参加させる道を作ることにもつながるし、現在市民団体の殆どが日教組や自治労のOBの方達だということを見れば、市政が大変偏ったイデオロギーを持った人達によってねじ曲げられてしまうと危惧する。</p>	<p>公共の利益の増進に資する市民活動の促進を図ってまいります。</p>

③ 用語の定義【25件】

ご意見・ご提案等	本市の考え方
市民の定義を仙台市長選、市議会選の有権者と定義すべきである。	複雑な地域課題の解決のために、様々な知恵や力を集めて臨んでいかなければならないことから、協働の主体となる「市民」を広く定めています。
記載されている「市民」の定義は、外国人も含まれるものなのか。グローバル化の必要性を認めつつ、条例ともなると不要に悪用されないような想定、配慮、工夫が必要かと考える。	外国籍の市民も含むものと考えます。
用語の定義で、※で記している「協働」自体の定義もきちんと条例に記載した方が「市民協働」の方の定義もより明確になり、よいと思われる。	「協働」については、この条例の根幹を示すものですので、基本理念として独立して示しています。
協働の定義を明確にすべきである。もしこの改正で協働が異常に活性化した時、カオス化しないか。誰がどのような基準で抑えるのか。	
用語の定義の「市民協働とは…」で、「市民協働」と「協働」を区別しているが、その言葉の使い方が曖昧であり、再定義した方がよい。	
市民を仙台市内に限定する理由はないと思う。市民活動は仙台市内に限るものではない。近隣市町村での活動が仙台市内に関係してくることもあるでしょう。市民を仙台市内に限定すべきではないと考える。協働の可能性をみずから狭めることにならないか。	市の条例の考え方が及ぶ範囲は、市域内になるため、「市民」の定義のとおり、考えております。
「市民協働」は「市民と市」の限定となるため、マルチパートナーシップの観点からも「協働」だけ定義し、「市民協働」は条例で使用しない。	多様な主体の協働の中でも、市民と市との協働（市民協働）は、主要な位置を占めるものと考えます。
「協働」「市民協働」の使い分け方の仕方が適切でないのではと考える。「多様な主体を含む市民との協働」を「市民協働」とし、「市民と市の協働関係」について特にいう場合は「市民協働」ではない用語（例えば、そのまま「市民と市の協働」とするなど）を用いた方が、混乱が少ないのではと考える。	「市民協働」は条例だけでなく、協働実施方針などでも引用が見込まれるため、定義することが適当と考えます。
「市民」の定義は、個人から企業に至るまでと具体的で幅広く評価されるが、一方の「市」という定義がされていない。 「市」の主体とは、誰なのか肝心なところが曖昧に思われる。市長なのか。特に「市」の職員の責務に対して「市の役割」で触れてはいるが、職員も主体の一翼として、こうしていくという宣言が是非ほしいと思う。 市民と市の職員の方が膝を交えてこそ真の協働ができるのではないか。	主体としての「市」は、仙台市という行政組織を意味します。 また、職員それぞれが市民協働についての理解を深めることなどが重要ですので、いただいたご意見について参考にいたします。

<p>「市民活動」という用語を、どこまで市民が理解をしているのかが疑問。実施側の視点で、説明していることに対し、本気で市民に伝えようとしている気持ちが伝わってこない。3 ページの用語の定義にも解釈があるが、その説明がわかりにくいのではないかな。</p> <p>「市民が主体的に参加して自発的に行う営利を目的としない活動であって公共の利益の増進に資するものをいいます。」この説明を読んで、仙台市民がどのような活動を想像できるのか。</p> <p>具体的な活動や事例を述べ、この条例のキーポイントとなる「市民活動」をわかりやすく説明する必要があると思う。そこが理解できないと、条例の改正の本質が伝わりにくいと感じた。「市民協働」についても同様。</p>	<p>「市民活動」の定義につきましては、その趣旨から、特定非営利活動促進法の定義及び解説などを踏まえたものとしております。</p> <p>条例に関する様々な資料等を通じて、「市民活動」や「市民協働」について、わかりやすい説明に努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「市民活動の定義」に営利を目的としないとあるが、これではビジネス手法は営利なのでとれないことになるのではないかな。 ・「営利を目的としない」の言葉の読み替えが必要。明確に限定すべきである。 	<p>ここでいう「営利を目的としない」とは、特定非営利活動促進法の解釈に従い、「活動により得た収益を構成員（役員、社員）に分配しない」の意味ですので、市民活動においてビジネス的な手法を用いることも可能と解します。</p> <p>なお、定義については、いただいたご意見を参考にいたします。</p>
<p>「市民」の定義に団体が入ることや、「市民協働」と「協働」が新たな概念で使われていることについては、良し悪しは断定し難いが、この条例のために特別な解釈が必要な用語は条例には適さないと思う。</p>	<p>各用語の定義の必要性につきましては、市民公益活動促進委員会の審議や提言等を踏まえたものとなっております。共通の理解を持って条例を解釈し、取り組めるようにするためにも定義が必要と考えます。</p>
<p>日本語に無い新たな造語（市民協働）に定義を加えるのは良くないと思う。反対である。</p>	
<p>市民協働の定義における「市民と市がそれぞれ果たすべき役割及び責任」とは何か。明確に示すべきである。</p>	<p>「それぞれ果たすべき役割及び責任」につきましては、具体的な協働の場面において、市民と市の協議によって定まるものと考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「市民協働」は市民活動サポートセンターの設置、促進条例の制定の年に「市民協働元年」として当時の市長が高らかに掲げたもの。その後「市民協働」が行政の責任回避の言葉として行政が多用するようになり、「市民」の言葉ではなくなってしまった。再度本来の意味を考え定義するべきではないかな。 ・そもそも協働という言葉は市民にとって伝わりやすい言葉なのか。仙台市の定義づけで十分なのだろうか。もっと考える必要がある。 ・用語の定義 「市民協働」と「協働」については、行政側からの勝手な定義である。「市民」とつくからこそ、セクターを超えて協働ができて良いかと考える。 	<p>各用語につきましては、市民公益活動促進委員会の議論や市民カフェ等における意見を踏まえて定義しております。</p>

<p>市民からすると、「まちづくり」とは何なのか分かりにくいので、何を対象に、どのような活動を行うことを指すのか定義した方が、市民は具体的なイメージを持ちやすくなると思う。</p> <p>「まちづくり」「豊かさ」「持続可能」なども定義して、市民・市の共通目的を明確にし、主体性を引き出すことが、協働には必要だと考える。</p>	<p>この条例が目指すまちとは、市民一人ひとりに居場所と出番があり、住み良さを実感することのできるまちです。条例が目指すまちをつくるためには様々な困難や課題を克服する必要があり、それぞれの主体が持つ力を合わせ、相乗効果を高め、創意工夫を続けながらまちづくりに取り組むこと（協働によるまちづくり）が必要であると考えます。</p> <p>条例が目指すまちづくりの全体像は本市の基本構想・基本計画に定められております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりとは何か、定義した方がよい。 ・用語の定義：「市民協働とは…」の後半はまちづくりの定義について触れている。→「まちづくりとは…」で独立させることもできる。 ・市がイメージするまちの姿が分かりにくい。抽象的で役割もあいまいでわからなくなる。明らかに定義する必要がある。 	<p>いただいたご意見を踏まえ、見直しを検討いたします。</p>
<p>下線部を追記した方がよい。</p> <p>「市民」とは…、<u>企業、事業者</u>など、市内で活動する…</p> <p>（理由は、「基本的な施策」の中の○多彩な主体の活動の促進という事項で、事業者という言葉が出てくるから）</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、地域コミュニティが協働によるまちづくりの主要な主体であることに配慮した内容としたいと考えます。</p>
<p>例えば、市民活動について「特定の社会的課題に取り組む活動」（テーマ型）と、「特定の地域に着目し、地域をよりよくするための活動」（コミュニティ型）の二つの定義を入れるなど、地域コミュニティの役割の重要性について配慮する必要がある。</p>	<p>協働によるまちづくりを進めるために、さらなる取り組みに努めていきます。</p>
<p>2007年のリーマンショック以来、低成長時代のなかで100万都市の仙台市が、持続していくためには市民と協働によるまちづくりを推進する必要性を感じる。</p> <p>グローバル化が進行する現在、昨今は、仙台も外国人を多く目にするようになった。仙台も世界を見据え多くの外国人も仙台市民として市民活動に参加することを働きかけて、仙台の個性と魅力ある都市を創りあげていくことが大事と考えます。</p>	<p>特に「市民」の解釈で、あらゆる人々を排除することなく、包摂している社会の実現に向け、大変意義深いものであると考える。</p>
<p>趣旨に賛同する。(2件)</p>	

<p>市民局の説明によれば、「市民」には国籍条項がなく、その定義の範疇に入れば誰でも「市民」になり得、「基本的な施策」の三つの促進・推進項目に関わることができるとのことだが、果たしてこの素案は地方自治法の規定に正しく沿っているのかどうか大いに疑問である。</p> <p>地方自治法の第一篇の総則及び第二篇の第二章の住民に関する規定、第三章の条例及び規則に関する規定等々に厳格に則れば、本改正案が果たして適法なものかどうかさえ疑わしいものである。</p> <p>例えば、用語一つをとってみても、キーワードとなる「市民」と「協働」という言葉は地方自治法の中にはない。特に問題なのは、「市民」という用語である。前述の総則及び住民に関する規定は明らかに日本国民である住民を対象としており、条例の制定改廃請求権は住民の権利であると規定している(第12条)。又、当然のことながら、地方選挙権は当地に住所を置く日本国民たる住人に与えられている(第11条)。</p>	<p>地方自治法においては、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」(第10条第1項)として、国籍を要件としていない規定と、「日本国民たる普通地方公共団体の住民は、(略)条例の制定又は改廃を請求する権利を有する」(第12条第1項)など、国籍を要件としている規定があります。</p> <p>定義するにあたり、諸法令に抵触しないよう進めてまいります。</p>
<p>公助をへらして共助に頼るような協働は反対である。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえて、協働についての理解が深まるよう取り組んでいきたいと考えます。</p>

④ 協働の基本理念（本市が目指す協働）【17件】

ご意見・ご提案等	本市の考え方
説明会で配布された資料の【協働の基本理念（自立・連携・創発）】の言葉の方がわかりやすい気がする。	いただいたご意見につきまして、協働実施方針等の策定にあたり参考にいたします。
「自立」「連携」「創発」を明記し、それらをしっかりと定義してほしい。	
「市民協働」という言葉が入った事は、とても良いと思う。条例文については、説明会で説明いただき納得した。新しい文章はわかりやすい。特に文については、意見はない。	協働によるまちづくりを進めるために、さらなる取り組みに努めていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・協働するのは、「誰で」、「どのように」ということを具体的に示して欲しい。 ・協働の主体は誰か。言いだしっぺがまとめるのか。市がまとめるという意味か。 	<p>協働の主体は、「市民と市」又は「市民同士」です。</p> <p>協働の主体間では、それぞれの果たすべき役割や責任を自覚し、相互に主体性を持ち、自主性を尊重する等が求められますので、仮にまとめ役が必要であれば、互いの合意の下で分担されるものと考えます。</p>
市民と市という協働の枠組みを考えた時、「市」というものの特殊性や独自の役割があるがそれを消して、全てを協働というコトバに置き換えてはいけない。	いただいたご意見を踏まえて、条例の理解が深まるよう取り組んでいきたいと考えます。
すべての人々が協働にかかわることができるようにする、そうした前提をどの程度条文に入れるのか。障害のある人、子どもが主体となれる協働の積極的な創出を望みます。	いただいたご意見につきまして、参考にいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・必要だから協働するのではないのか。協働する必要ない場合もあるのではないのか。書き分ける必要があるのではないのか。 ・協働すれば、必ず成功するのか。そうでない場合も想定して考える知恵はないのか ・協働が目的に捉えられてしまうと本末転倒である。 ・なぜ協働が必要か改めて示す必要がある 	いただいたご意見を踏まえて、協働についての理解が深まるよう取り組んでいきたいと考えます。
まちづくりの基本理念（自助。）→これに対して協働の基本理念は何を意味しているのか。明示すべき。	いただいたご意見を踏まえて、条例の理解が深まり、協働によるまちづくりが促進されるよう取り組んでいきたいと考えます。
市がイメージするまちの姿が抽象的でわかりにくい。	
「協働」の定義は「基本理念」に移した方がわかり易いのではないか。	「協働」については、この条例の根幹を示すものですので、基本理念として独立して示しています。
市の義務として、協働を進めるための課題の可視化をすべきである。	いただいたご意見を踏まえて、協働実施方針等の策定において参考といたします。

<p>次の表現の方が適当ではないか。</p> <p>市民と市は、…それぞれの持つ力を尊重し認め合った上で、効果的に発揮すること。或いは、<u>活かして</u>効果的に発揮すること。（「ふさわしい場面」という言葉は曖昧であると考える）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民と市は、 ・市民と市は、 ・市民と市、 <p>という順番に入れ替えたほうが良いと考える。</p>	<p>いただいたご意見につきまして、参考にいたします。</p>
<p>連携の項目について、目指すべきことは「連携、協力を図ること」ではなく「連携、協力を図り相乗効果を生み出すこと」である。</p>	
<p>掲げている内容の他に、「市は各局間による協働の推進に努める。」等を明記してほしい。施策を効果的に実施するためには必須と思われる。</p>	
<p>趣旨に賛同する。</p>	<p>協働によるまちづくりを進めるために、さらなる取り組みに努めていきます。</p>
<p>反対である。</p> <p>多様な主体がそれぞれの持つ力を発揮するとともに、互いの力を引き出し、相乗効果を高めながら、多様な課題解決に向けて創意工夫を続けていく⇒持続可能なまちづくりの実現</p> <p>これは、外国人を含む市民や市民団体を巻き込んで地方行政を行うということであり、基本的に間違っていると考える。</p>	<p>憲法や諸法令に反することなく、公共の利益の増進に資する市民活動の促進と協働の推進を図ってまいります。</p>
<p>「多様な主体」云々とあるが、実際には左翼系のいわゆる「プロ市民」が、憲法の趣旨を潜脱して地方自治において自派の教条的価値観を広めるための便法として利用する事例が全国的にみられる。また、外国人による事実上の政治参加を容認するものであり、国民主権を保障する憲法の趣旨（15条1項）に反する。本条例改正案は、特定左傾団体ならびに特定外国人による政治利用の蓋然性が高いものであり、一般通常の市民の福祉を阻害しかねず、本条例改正案に反対である。</p>	

⑤ 市民・市（行政）の役割【20件】

ご意見・ご提案等	本市の考え方
市が本来、税金を資本に提供すべき公共サービスを市民に責任転嫁する動きが起きないと言えない。市行政の役割、負担すべきことを明らかにし書き込むべきである。	市（行政）の役割につきましては、条例で定めるほか、協働実施方針等でもより具体的に定めていくこととします。
<ul style="list-style-type: none"> ・行政は、協働のまちづくりのために、何をするのか具体的に示すべきである。 ・行政内協働はどうなっているのか。地域施策課、協働推進課、都市計画課、経済政策課など、きちんと横断的な体制づくりを市も示す必要がある。 	市（行政）の役割は条例及び協働実施方針等により定めていくこととします。行政内協働につきましては、協働実施方針や今後策定予定の実施計画等において体制づくりも含めて整理したいと考えております。
役割や施策から市も実施主体であることが読み取りにくい。	いただいたご意見を踏まえて、見直しを検討いたします。
各セクターの役割を明確に書き込んでいく必要がある。	各セクターの役割については、協働実施方針において定めることといたします。
市民、企業、行政の役割分担が具体的に何であるのか不明確。これまでをどう考えており、今後どうしていきたいのか不明である。	す。
市民の中に、企業が入っていないという意味なら、別記で企業の役割も入れる必要がある。	「市民」の定義に、企業を含めております。
議会の役割も入れるべきである。	いただいたご意見につきまして、参考にいたします。
<p>本文に「また、職員に対して、市民協働に対する理解の促進、及び取組を推進するよう努めます。」とあるが、協働への取り組みは、市からのほたらきかけで動き出すのか。</p> <p>つまり、地域課題に取り組んでいるNPO・市民活動団体、町内会などが、自分たちでは解決できない課題に直面した際、市への協力を求めて、市民と市で協働するという事か。</p>	市からの働きかけ、市民からの働きかけの双方があり得ると考えます。
パートナーシップの構築・取り組み、推進どまりでいいのか。むしろ仙台市政全体を協働型に組み替えていく必要があるのではないか。	市政運営において市民協働は重要な手段の一つであり、各部署において必要な場面において必要な協働を実施していくことが必要と考えます。
<p>市民と行政が協働する際、お互いの利点を確認しあうこと。</p> <p>行政の力を前面に出し過ぎずに、対等に行う。</p> <p>市民は、かかわる職員が専門分野でないことも理解し、頼りすぎない。</p> <p>双方に、足並みをそろえる努力が必要。</p> <p>行政は複数年度による協働の場合、職員の異動後も、滞りなく進むことに努める。</p>	いただいたご意見につきまして、協働実施方針等の策定にあたり参考にいたします。

<p>市民と市が果たすべき役割は、いつ、どこで、誰が、どのように、どんな基準で定めるのか、具体的にその方法を示してほしい。</p>	<p>条例で定めるもののほか、より詳細な内容を協働実施方針により定めることとしております。協働実施方針は、市民公益活動促進委員会が市民カフェ等における市民意見を集約してまとめた答申をもとに、市が決定します。</p>
<p>「市民、市の役割」で役割を定義するのはよいが、これではすっかり分れてしまわないか。もっとごっちゃでやれるようにした方がよい。例えば、以下のように。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の役割…パートナーシップの構築に努める ・市の役割…パートナーシップの構築を支援する 	<p>いただいたご意見につきまして、参考にいたします。</p>
<p>「自らがまちづくりの担い手であることを認識」…これを実現させる何か仕掛けは考えているのか。</p>	<p>条例の制定や協働実施方針の策定後に、その趣旨についての周知に取り組んでまいります。</p>
<p>役割と責務を比較すると、「責務」はより自発性を伴う。</p>	<p>現行条例においては「市民活動実践者の責務」と定めておりましたが、今回の素案骨子においてはまちづくりを行う担い手として位置付けておりますので、「役割」のほうがより適切な表現と考えます。</p>
<p>次の表現の方が適当ではないか。</p> <p>「市」は、市民の多様な活動を<u>尊重し</u>育むことにより、市民同士及び市とのパートナーシップの構築を支援し…。</p> <p>(協働は市民同士だけではないので)</p>	<p>いただいたご意見につきまして、参考にいたします。</p>
<p>市（行政）の役割は、条例制定の過程に参加する住民が特定の集団に偏倚しないことに尽きる。従来の「市民」の人は、結果的に特定集団あるいは特定の思想傾向を有する者に偏倚していると評価される。</p>	<p>条例に定める市（行政）の役割は、素案骨子のおりと考えます。</p>
<p>「努めます」という語尾が弱いので、「します」と断言する。</p> <p>「市民」の役割で、「パートナーシップの構築」は手段の1つに過ぎないので、その‘先’の役割が必要と考える。「<u>まちづくりの担い手であることを自覚し、相乗効果があると市民それぞれが認識した場合には、協働によって公共の課題/地域課題の解決に取り組めます</u>」など。</p> <p>「市」の役割の考え方として、一方的な支援ということではなく、市民や地域との双方向でのやり取りを期待したい。例えば、<u>(1)市民活動や協働がしやすくなるような環境をつくる、(2)地域への「行政参加」(行政への「地域参加」の反対語)を推進、(3)職員は、市民の一員であること自覚して、積極的に市民活動へ参画する。</u>など。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、見直しを検討します。</p> <p>その他いただいたご意見は、協働実施方針の策定において参考にいたします。</p>

趣旨に賛同する。(2件)	協働によるまちづくりを進めるために、さらなる取り組みに努めていきます。
<p>反対である。</p> <p>自らがまちづくりの担い手であることを認識し、公共の課題解決のために協働の必要性を理解し、パートナーシップの構築に努める。というが、市民及び市民団体はそれぞれの利害を有している。</p> <p>公務員や議員は公僕であり、公正な立場で業務を行う努力をしいられているが市民や市民団体はそれぞれ自分の立場で勝手な意見を言える。</p> <p>偏った方向に行政や町作りが進んでいく恐れが大いにあると考える。</p>	<p>地域の課題解決や魅力の向上のためには、それぞれの市民が連携しながら主体的に取り組んでいくことが必要と考えます。</p>

⑥ 基本的な施策【35件】

ご意見・ご提案等	本市の考え方
市民活動促進にはマッチング機能が今後一層必要になるが、市はやらないという姿勢である。「自然発生を期待」は甘い。具体的な方針、施策が必要である。	市民活動サポートセンターの事業や市民協働事業提案制度などを通じて取り組んでおります。具体的な施策等につきましては、協働実施方針等の策定において検討していくこととしています。
<ul style="list-style-type: none"> ・現行条例を改変するのは時代の流れとして当然だが、基本施策がむしろ具体性を欠く表現になっている。現行の妥当性はともかく、具体の施策例示は必要である。 ・行政は、協働のまちづくりのために、何をするのか具体的に示すべきである。 	条例においては基本的な施策を示しており、協働実施方針や今後策定予定の実施計画等において、それぞれの施策を具体的に定めたいと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・行政として具体的に何をどこまで実行し責任を負うことにするのか。明確ではない。 ・基本的施策活動の促進を誰がするのか。市部局が中心になるのか。その責任は誰が負うのか。 	基本的な施策については、原則として市が行うものとして規定します。各施策の促進については、それぞれの担当部局が関連する事業を行います。
行政内協働を施策とすべきではないか。地域施策課、協働推進課、都市計画課、経済政策課など。	市（行政）の役割は条例及び協働実施方針等により定めていくこととします。行政内協働につきましては、協働実施方針や今後策定予定の実施計画等において体制づくりも含めて整理したいと考えております。
市の義務として、協働を進めるための課題の可視化を、基本施策でも記述する。	いただいたご意見を踏まえて、基本的な施策等で整理したいと考えます。
団塊世代をまちづくり活動に参加させる施策づくりが必要である。	今後の協働実施方針等の策定にあたり参考にいたします。
<p>「基本理念」も「市民・市の役割」も市との協働の市民協働に言及し、「基本的な施策」においては、最初に「市民協働の推進及び市民活動の促進」と掲げながら、具体的な事項は協働に関するものばかり。人材育成が挙げられているがそれも協働に関するものだ。</p> <p>この具体的施策の項に、市民活動の促進策をいれることを切に願う。</p>	いただいたご意見を踏まえて、見直しを検討いたします。
<p>現在の条例にある市民活動の担い手となる人材育成や組織基盤の強化策などである。</p> <p>これまで宮城県が組織運営強化のための講座や専門相談は数多く実施してきたが、仙台市の同類の事業は弱かったのではないかと。宮城県がこのまま継続するとは限らない。宮城県のNPO法人のうち半数以上を仙台市が締める現状から、もっと仙台市は市民活動の促進に努める必要がある。それは組織支援なしには考えられない。</p>	平成26年度より市民活動団体の組織運営力の強化につながる事業を実施しており、今後も中間支援組織等と連携しながら引き続き取り組んでいく予定です。

<p>「政策形成過程への参画の推進」だけでなく、「市民活動への積極的な参画」も必要と考える。例えば、市はゼロ予算の事業でも、市民は民間財団等から資金調達し、事業を実施するケースがあるが、市との協働がなければ実施できない、あるいは、「効果的・効率的」な事業展開ができない場合がこれから増えてくることが想定される。必ずしも「持続可能な発展」である必要はなく「進展」する活動を促進すべきだろう。</p>	<p>引き続き市民活動の促進・支援に取り組んでいきたいと考えます。</p>
<p>政策形成のプロセスに参加する機会をどこからにするのか。できるだけ早い段階からの参加が必要であり、そのように規定すべきである。</p>	<p>「政策形成過程への参画の推進」のなかに「政策の企画、立案等における市民意見の提出機会の確保」と規定しております。</p>
<p>○政策形成過程への参画の推進 に次の内容を加えてほしい。 「政策形成について、市と市民と一緒に学習できる場を設ける。」</p>	<p>いただいたご意見につきまして、協働実施方針等の策定にあたり参考にいたします。</p>
<p>政策の企画、立案等における市民意見の提出機会の確保が幅広く開かれなければ、協働の活性化にはつながらないと考える。 民間企業でいえば、ウェザーニュースなどが取り組んでいる「ウェザーリポーター」の現地情報を投稿する仕組みの様に、地域の市民が気軽に投稿しその声が誰でも見られるようにすることで、どの地域でどのような声があり、協働のヒントも見えてくると考える。</p>	<p>いただいたご意見につきまして、今後の参考にいたします。</p>
<p>市民と市とが情報の交流連絡をするための情報・連絡の一本化が必要である。</p>	<p>情報の収集、発信、共有などについて、市民活動サポートセンターの事業を中心として取り組みます。</p>
<p>「ビジネス的な手法を活用した地域課題の解決の促進」については市民活動の現状からみると的を得ておらず、促進策には該当しないと思われる。 ビジネスの手法がとれる活動だけではない。ボランティア性があるからこそ継続されている活動も多く、それらは地域にとっては無くてはならない活動と期待されている。 確かに、介護保険制度が改正された場合、地域の高齢者支援の担い手は地域住民になることが想定され、活動を継続していくためには行政からの資金援助が欠かせない。それは市との協働になり、推進すべきことであるが、市と協働した結果、枠が決められ、市民活動団体が本来目指す姿にならないこともある。たとえ協働しないからと言っても、その団体も地域の課題解決を担っている団体である。今のままでは仙台市と協働しない市民活動団体は促進しないととれる。</p>	<p>「ビジネス的な手法～」につきましては、市民活動の新たな取り組みの一つとして促進していきたいと考えていますが、より幅広い活動を取り込めるよう表現を改めます。 なお、市との協働が促進の対象の条件というものではありません。</p>
<p>ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスと直接的に記載した方がよい。</p>	<p>様々な手法があり得ることから、直接的な表現は用いておりません。</p>

<p>基本的施策の書き方は、市民活動の定義にある営利を目的にしないということと、矛盾するようにも読める。ビジネス手法は営利ではないのか。</p>	<p>ここでいう「営利を目的としない」とは、特定非営利活動促進法の解釈に従い、「活動により得た収益を構成員（役員、社員）に分配しない」の意味ですので、ビジネス的な手法を用いることも可能と解します。</p>
<p>「上記に定める活動」とは、「社会貢献活動」と「地域を活性化する活動」のことか。</p>	<p>「上記に定める活動」には、「多彩な主体の活動の促進」の「事業者の社会貢献活動」、「若者の育成」、「地縁団体等による地域を活性化する活動」を指しています。</p>
<p>「多彩な主体」とは何を意味しているのか。</p>	<p>協働によるまちづくりを進める上で、その主体となる地域団体、市民活動団体、大学、企業等の団体や若者、シニア等の世代層などを示しています。</p>
<p>「地域の課題解決」とあるが、そもそも地域の課題とは何であるのか。あるとすればそれは何であるのか。行政が勝手にそう言っているのか。市民の視点が欠けているのではないか。</p>	<p>日常生活のなかでの困り事や、生活をより豊かにするための地域の問題を、広い意味で「地域課題」と捉えております。地域課題を解決して暮らしやすいまちづくりを進めるには行政だけではなく、多様な市民の主体的な取り組みが必要と考えます。</p>
<p>施策や方針の評価の仕組みをつくるべきである。</p>	<p>いただいたご意見につきまして、協働実施方針等の策定において検討いたします。</p>
<p>条例、施策、方針などについて、市民が自由に調査提言できるプラットフォームづくりが必要であり、それを施策に入れるべきである。</p>	
<p>協働の成果によってつくられた手法は公開するかわりに高値で買ってくれる仕組みがないと市民は努力できない。仕組みを組み入れるべきである。</p>	<p>協働によるまちづくりを進めていく上での優れた取り組みは市民に共有し、さらに広く取り組まれるような仕組みづくりについては、協働実施方針等において具体的な施策を定めることとしております。</p>
<p>○地域コミュニティの役割の重要性について 基本的な施策において、地域コミュニティに根ざした団体の活動促進にもっと重点を置くことなどが必要であると考えます。</p>	<p>地域コミュニティに根ざした団体も、協働によるまちづくりの主要な主体と位置づけて取り組んでいきたいと考えます。</p>
<p>条例の素案骨子であるため、この場面で具体化してしまうと、後々縛りによって動きにくくなることは分かるが、内容自体が漠然としていて、よく分からない。今回の条例改正により、仙台市にもたらせる公益はどのようなことか。豊かで活力のある地域社会だけでは、分からない。</p>	<p>基本的な施策につきましては、協働実施方針等において具体的な施策を定めることとしております。</p>

<p>今回の方針に掲げた「協働」の相手となる市民活動団体をしっかり促進していかないと、雇用関係や協業関係など資金に裏付けられた協働事業ばかりが増え、地域住民、あるいは地域を問わず地域課題に取り組む市民活動の多くが増えない、継続されない心配がある。</p> <p>行政とは違った特性を持つ市民活動団体だからこそ、課題に応じて市民協働の団体になったり、独自性を重視し実施する団体もあるなど、自由意志の上で選択し、責任を取っていくのが本来の姿である。</p> <p>是非、「市民協働の推進」と「市民活動の促進」とに切り離し、「政策形成過程への参画の推進」「多様な主体の活動の促進」の施策としてほしい。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえて、見直しを検討いたします。</p>
<p>市の施設間の目的、意志共有が必要であり、そうした施策をかかげる必要がある。</p> <p>資源提供の仕組み作りが必要である。</p> <p>例：生活支援のボランティアに対し、1ポイント制で有償制度を設けている塩竈市の例もある。</p>	<p>いただいたご意見につきまして、協働実施方針等の策定において参考にいたします。</p>
<p>町内会（地域住民が加入する団体）が市民公益活動に積極的に参画し関わっていくことには、市民への関心を広く高める役割を担うなど、活動の成果にもつながり期待できると思う。</p>	<p>いただいたご意見につきまして、今後の参考にいたします。</p>
<p>町内会の参画は従来からの取り巻く諸団体とは関係がなく、自立、独立した団体としてそれぞれが活動することが大事である。</p>	
<p>町内会は、奥山市長が指摘されるように、少子高齢化社会に対する施策推進を固める足元（市民行動底辺）にあたる。</p> <p>実態は必ずしも求められている本来の町内会運営・活動が行われていないのが見られるので、本活動に単独で各町内会が参画して行くことにより、「町内会員のための運営・活動」「地域内で生き生きと暮らすためのコミュニティづくり」など町内活動にもよい影響が大いに期待できると思う。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の施策や事業の中でどのように協働の場と参画を実施するのかを示す必要がある。 ・ 条例施行規則や、基本方針の具体性が必要である。 	<p>いただいたご意見につきまして、協働実施方針等の策定において参考にいたします。</p>
<p>趣旨に賛同する。(2件)</p>	<p>協働によるまちづくりを進めるために、さらなる取り組みに努めていきます。</p>

<p>条例改正案では、特定集団の利益を代弁する意思を有する者が、民主主義の洗礼を受けずに政策形成過程に参加することを可能とするものであり、特に外国人に関しては日本国憲法の根幹である国民主権に反する暴挙と言わざるを得ない。</p>	<p>地域の課題解決や魅力の向上のためには、それぞれの市民が連携しながら主体的に取り組んでいくことが必要と考えます。</p>
<p>絶対に反対。 市民協働という、市民同士が共に働くと誤解される。 実は、市と市民が共に行政を行うという日本の民主主義に対する革命的な施策で有り、絶対に反対する。 政策形成過程への参画は、プロ市民、市民団体の利害に押されて市の行政がゆがんだ物になってしまう。 協働を実施するための体制を整備するという名目で、特定の市民団体へ資金が流れたりする体制が出来上がるのではないか。</p>	

⑦ 協働実施方針【11件】

ご意見・ご提案等	本市の考え方
<p>そもそも協働する人は既に行っている。していない人をどう促すか。誰が責任を持つてすすめるのか。これらの点を方針は明確に規定しなければならない。その方向性までは、条例に定めるべきではないか。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、協働実施方針において定めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・協働によるまちづくりを推進することは分かったが、協働しようとした人が具体的にどうしたらいいのか分からないので、それを明らかにする努力が必要である。 ・協働が成り立つための前提条件についての明示をすべきである。 ・協働が目的に捉えられてしまわないように明記する。 	<p>協働の推進に向けた具体的な取り組みにつきましては、協働実施方針において定めていくこととしております。</p>
<p>どのようなステップ、プロセスで協働を進めるのかの枠組みの提示をしなければならない。またその定義に当たっては、今後市民のコンセンサスを経て方針や計画等を策定する必要があり、その枠組みを条例規定する必要がある。</p>	<p>具体的なプロセス等につきましては、協働実施方針で定めることといたします。現在、市民公益活動促進委員会委員で、市民カフェ等で市民のご意見を伺いながら、その基となる市民協働の指針作りを進めております。</p>
<p>なぜ協働が必要かを明らかにし、市の義務として、協働を進めるための課題を可視化する。</p>	<p>協働の必要性や課題の可視化につきましては、条例の前文や基本的な施策、協働実施方針において整理いたします。</p>
<p>政策形成のプロセスに参加する機会をどこからにするのか。方針の中で協働型の決定へ変えていかなければならないし、行政には条例で義務付けるべきである。</p>	<p>基本的な施策の「政策形成過程への参画の推進」のなかに「政策の企画、立案等における市民意見の提出機会の確保」と規定しております。また、協働実施方針において具体的な取り組みを定めます。</p>
<p>「速やかに公表」とあるが、どのような方法とするのか。これまで通りなのか、新しい工夫が具体的にあれば明記してほしい。</p>	<p>一般的な公表としては、ホームページへの掲載や関係先への送付となりますが、これまで協働事業を実施している団体や市民カフェ参加者などへ幅広く周知するとともに、策定後も随時市民カフェ等で意見を聴く場を設けながら、見直しを図っていきたいと考えます。</p>
<p>協働方針の実施状況について評価の仕組みをつくる。</p>	<p>いただいたご意見につきまして、協働実施方針等の策定において検討いたします。</p>
<p>協働方針とその実現に関して調査提言できる市民参加できるプラットフォームづくりを行う。</p>	
<p>実施方針は社会の変化に対応するため5年ごと見直す。</p>	
<p>趣旨に賛同する。(2件)</p>	<p>協働によるまちづくりを進めるために、さらなる取り組みに努めていきます。</p>

⑧ 附属機関【8件】

ご意見・ご提案等	本市の考え方
市民活動を促進するためには仙台市側の積極的な関与が必要と考える。附属機関と仙台市との関係を具体的に記載した方が良いと考える。	条例に基づき執行機関（市長）の附属機関として設置される審議会となります。附属機関での審議にあたっては、執行機関としての仙台市からも積極的な意見交換や情報提供を行います。
市民参加で組織すべきである。	現行の市民公益活動促進委員会の委員選任においては、学識経験者や市民活動実践者等の他、公募も行っており、改正後も同様に行います。
定期的に施策の進捗状況を評価し、意見を述べるべきである。	いただいたご意見を踏まえ、附属機関は協働実施方針に関する事項等を調査審議し、その中で施策の進捗状況についても評価を行うよう検討していきます。
条例の見直しを4年ごとに行い、提言すべきである。	条例の見直しについては、予め時期を決めるものではなく、社会情勢の変化や協働の推進状況により、検討されるものと考えます。
組織の部分において、委員の選出にあたっては、多種多様な実務者の起用をお願いする。	いただいたご意見につきまして、今後の参考にいたします。
設置することは必要。ただし、委員選定時、行政はどのようにして人材情報を得ているのだろう。登録名簿からなのだろうか。大変忙しい中恐縮であるが、行政自らが率先して現場に出向いて情報を得るくらいの気概が欲しいところである。	
NPO等との協働を促進するためにも、委員に町内会関係者を必ず入れてほしい。	
趣旨に賛同する。	
委員選出および調査審議の充実化また市民活動サポートセンターと委員会の連携を望む。	

⑨ 市民活動サポートセンター【20件】

ご意見・ご提案等	本市の考え方
市民活動サポートセンターの外部評価が必要である。	現行では、指定管理者としての評価を仙台市で行っておりますが、外部からの評価や仕組みについては、今後検討いたします。
市民活動サポートセンターの評価の仕組みをつくる。	
協働の推進（研修や交流、相談等の機会の提供、…） 上記の部分を総称して、機会の提供と表現していると思うが、もう少し強調したほうが良いと考える。	「機会の提供」につきましては、「協働に関する理解を深める機会の提供」及び「市民が協働する機会の提供」を想定しております。
「協働まちづくりセンター」へ改称してほしい。	現在のところ、改称は考えておりません。
<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市民にとって市民活動サポートセンターは名称だけで、役割、機能が認知されているのか疑問であり、そうした観点からの条例改正にしないと意味がない。 ・市民への周知徹底や市民が活用する施設であるべく、積極的に施設として目指すべき方向を示すべきである。 	これまで以上に市民活動サポートセンターの役割や機能を周知し、市民活動を促進し協働のまちづくりに資する施設として市民に活用してもらう施設となるよう取り組んでいきます。
市民活動サポートセンターと「協働」の関係は、当然明確に記述されるべきである。市民活動と協働についての役割についても、より具体的にその機能としては入ってくる必要がある。	市民活動の促進及び協働の推進に関する事業について、条例に定めることを検討いたします。
指定管理者の業務の範囲・管理の基準等を社会の変化に対応するため5年ごとに見直す。	市民活動サポートセンターの指定管理の指定期間は、現在5年間としており、指定管理の募集の際に業務の範囲や管理の基準等を見直し、募集要項として公表しております。
<p>○市民活動サポートセンターと市民センターの役割分担について</p> <p>協働のまちづくりを推進するにあたっては、市民活動サポートセンターだけではなく、市民センターも各地域のまちづくりの拠点として役割を担っていくべきである。市民センターの条例は別になるが、市民活動サポートセンターと市民センターの連携や役割分担についても定める必要があると考える。</p>	いただいたご意見につきまして、協働実施方針等の策定において参考にいたします。
市民活動サポートセンターにも協働まちづくりについて調査提言できるプラットフォームづくりを規定すべきである。	いただいたご意見につきまして、今後の参考にいたします。

<p>新たな条例には、「市民の公益活動の推進」を今後も継続して取り組むという明記が欠かせず、現行条例に協働を加えた条例を望む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民公益活動の醸成期に向かい、新たな機能を果たしてほしい。 <ul style="list-style-type: none"> *協働の市民団体側のコーディネーター *市民団体の事業の公益性の自己評価をバックアップする機能 ・将来的には、NPO各分野の協議体を作り、センターを運営する。 	<p>いただいたご意見につきまして、今後の参考にいたします。</p>
<p>市民活動サポートセンターを市民活動の支援、協働の推進拠点とするならば、win-winの関係を更に意識する必要があるのではないか。情報収集や提供と言語化するのはいいが、そのやり方が肝心。この部分でも、「現場を熟知するため、自らが率先して地域や活動団体に出向く姿勢が不可欠である」と強く考える。会議だけ行っているようでは極めて進展性が無いように思えてしまう。</p>	
<p>設置された場所に限らず、市内各地のさまざまな場や機会の提供を行ってほしい。</p>	
<p>市民活動サポートセンターを運営管理する団体（指定管理者）のマネジメント層の意識と実務遂行能力で、条例の基本理念をはじめサポート機能が機能するか、しないかが決まると思う。故に、指定管理者の選出は極めて大事であるから、慎重且つ仙台市に根をはり、地道な活動を継続しておこなっているところをお願いできればと思う次第である。</p>	
<p>新たに市民活動を始めようとする市民、活動を始めた市民、活動を積み重ねてきた多種多様な市民を巻き込むファシリテーター役が求められると思う。そのため指定管理者の力量が求められる。職員研鑽は必須である。現状を鑑みると些か不安が募る。市と指定管理者間の率直な意識共有を望みたい。</p>	
<p>市民活動サポートセンターの新たな機能の推進とそれを担う人たち・指定管理者の充実化を望む。</p>	
<p>新条例における市民活動サポートセンターの役割については、新条例施行後に有識者などによる意見聴取を踏まえて定められるものと思われませんが、来年4月からの指定管理期間内に、その役割を機動的に見直すことができるよう、指定管理の契約の条件の中に、期間中途での機能見直しがありうることを規定を盛り込んでおくべきと考える。</p>	

<p>各地区では超高齢化が進んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加しやすい環境を作る…簡単な手続きによる使用許可と低額な料金 ・参加を促す情報提供・広報を教えてほしい ・超高齢化が深刻で、あまり近所づきあいのない人々が多くなりつつある。一つに集まり、顔の見えるまちづくりを。 	<p>いただいたご意見につきまして、今後の参考にいたします。</p>
<p>市内にNPO法人が 400 を超えて活動している。市民活動の拠点として、今以上に連携強化を図っていく必要があると考える。</p>	
<p>趣旨に賛同する。</p> <p>「市民活動サポートセンター」が「仙台市民のサポセン」として慕われる「協働事業の要」になるために努力をしていく必要があると思う。まず「他の市民活動団体との連携」を進めると共に、「事業の共有を図ること」と「事業・活動のみえる化」を希望する。</p>	
<p>財政難の折柄、貴重な財源を一般通常の市民ニーズとは懸け離れた不要不急の措置に充てることなど言語道断である。厳に再考を求める。</p>	<p>地域の課題解決に取り組んでいく上で、市民活動の促進及び協働の推進は必要な取り組みと考えます。</p>

⑩ その他【11件】

ご意見・ご提案等	本市の考え方
<p>本条例の市民及び市内活動者への周知のための啓発活動を行う必要があると思う。</p>	<p>条例の周知につきましては、様々な媒体の活用や市民カフェを開催するなどし、広く市民に伝わるよう周知していこうと考えております。</p>
<p>仙台市が「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」を改正するという自体を、もっと広報・宣伝する必要があると思う。 恥ずかしながら、最近まで条例を改正するための議論を進めていることを知らなかった。最近になっての委員からの連絡で知った。 こちらの力不足もあると思うが、広報も弱かったのではないかと。NPO関係のみならず、広く市民への広報強めるべきと考える。</p>	
<p>○市民カフェについて 市民カフェにも参加させてもらったが、そこでの議論が、条例改正へ向けた市民公益活動促進委員会での議論にどのように反映されるのか、よくわからなかった。カフェで出た事例が、どのように委員会での議論に反映され、条例の内容に活かされるか、その道筋を明確にしてほしい。</p>	<p>市民カフェにつきましては、市民公益活動促進委員会が市長に答申する予定の「市民協働指針」の検討作業の中で、市民からの意見を聴く機会として開催しております。これまでの市民カフェで出された意見は26年3月に委員会より出された指針の中間答申に集約されており、その中間答申を踏まえて今回の条例の改正素案骨子を作成したものです。</p>
<p>○施策に対する提案 ・協働に対して、有給職員(行政)とボランティア(市民)の活動のバランスを考える必要もある。または、必要に応じて経費が発生する。 ・地域課題について協働して解決していく住民力を引き出し、やらされ感をもたない。 ・協働にあたり、地域福祉活動や地縁団体の理解が現場レベルにある、各区の社会福祉協議会のCSW(コミュニティーソーシャルワーカー)を活用。</p>	<p>いただいたご意見につきまして、協働実施方針等の策定において参考にいたします。</p>
<p>「町内会のNPO法人化」、「専門特化」したNPOや産学官等と連携し、行政とコラボできたら素晴らしい。</p>	
<p>専門特化したNPOの活動家には、免許がいらない場合がよくある。従って、例えば「環境分野」におけるNPO団体の足の引っ張り合いが出る。都合の悪い時、自らの活動理念と合わないときは、参加を断ればよい。それを回避するために、協働には、役割・分担・責任・公平・平等の強い認識が必要と考える。</p>	

<p>目指す事について希望を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先駆的な取り組み事の評価は、数の成果だけで判断しないで、数年かけた判断、長い目で育てて欲しいと思う。 	<p>いただいたご意見につきまして、協働実施方針等の策定において参考にいたします。</p>
<p>目指す事について希望を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の活動から発展し協働で働く場合、若い人々が人生に希望を持って取り組める様に、その事で生活できる経済状態にあるか、そこも調査して欲しい。結婚して子どもを育てていける経済的な基盤がないと、優秀な若い世代が市民協働の活動に残らない。 ・やはり未来が大事。こどもへの支援について乳幼児学童期も勿論大事であるが、思春期～青年期につまずいている若者（学業やNPO活動からこぼれている若者）への支援においても、多様な支援活動を育てることを期待する。 	
<p>○再生（新生）町内会活動への取り組みについて 今回市が実施した「町内会等実態調査」の集計および分析の結果に興味がある。是非その結果について各町内会宛に公表していただきたい。</p>	<p>関係局にご意見としてお伝えします。</p>
<p>仙台市の観光に協力しているが、仙台城跡や二の丸付近の観光をどのように計画しているのかが見えない。協働であれば一緒に考えるのが筋かと思う。</p>	
<p>○仙台市障害者施策推進協議会におけるカフェ開催へのノウハウの提供・情報共有について 現在、仙台市で障害者の差別の解消に関する条例の制定に向けて、仙台市障害者施策推進協議会において議論が進められている。その議論の中で、市民から条例制定に向けた意見を求めるため、「カフェ」の開催が検討されている。 この手法については、「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」の改正に向けた市民公益活動促進委員会・市民カフェの取組が先行している。 そのノウハウを是非、仙台市障害者施策推進協議会の議論においても提供・共有して頂きたいと思う。 そうすることにより、障害者分野でのカフェの開催をより効果的に進めることが出来ると思う。また、異分野での交流が図られることにより、互いの条例に対する理解が進み、お互いにとってプラスになる。</p>	